

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共測量を終了することについて通知がありました。

令和六年三月五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（車載写真レーザ測量）

二 測量の地域 国道二五号（奈良市から山辺郡山添村まで）

三 測量の終了年月日 令和五年十二月二十日